

ペイトン会計学の基本問題 (一)

— 評価論を繞る問題 —

古 賀 実

一、序 詞

本論文はウィリアム・アンドリュー・ペイトン (William Andrew Paton) の会計学理論の基本的な事柄につき述べるもので、本誌に4回に分けて掲載していただく心算である。本号では、ペイトン博士の評価論を展開するものにした。博士の経済学理論の会計学理論への導入、援用に力点がおかれたものようになった。しかし、このことは、ペイトン会計学の基本問題として、第一に挙げらるべき事柄だと信じている。博士が学生として最初に会計学の教えを受けたデイヴィッド・フライデイ教授 (Prof. David Friday) 及びフレッド・M・ティラー教授 (Prof. Fred M. Taylor) の両氏は、ともに専門は会計学ではなく経済学で、ペイトン博士を熟知している Herbert F. Taggart (Paton on Accounting の著者) は、ペイトンがこの両氏の影響を受けたことは否定できないようで、特にティラー教授に対しては、当時の若きペイトンは傾倒していたと述べている所から推察しても、経済学的考え方を博士がかなり受けとて見てよいであろう。また博士は1914年に Bachelor of Arts の学位を得てからすぐに経済学の教師を始めた事実もある。そして1917年に Ph. D. の学位を得た年に母校ミシガン大学の助教授に任ぜられてから1959年に同大学を停年退職する迄の42年間、終始経済学部の教授として、博士は会計学とともに経済学の研究に従事していたと前記 Taggart が述べており、米国の Who's Who (米国の人名辞典) にも Economist, Accountant (経済学者・会計学者) と記載されている。また、大学の教壇に

においては、博士は、経済学の一環としての会計学の講義を行ない、この立場に基づく論文“Shertsleeve Economics”が1952年に出版されている。上記の如き博士の経歴を觀れば、博士の会計学理論に於ける経済学理論の強い存在が容易に窺われよう。博士の会計理論が資産を中心に構成されているのも、事理のしかるべき所と思われる。資産評価の問題は、その本質において経済学と関係の深いものであり、博士は、資産評価の問題を、経済学上の生産の理論、価値論、価格形成の理論の基礎に立って論じている。従って生産費、価値、価格の形成に関連する有効費用、原価、交換価値を評価決定上の最も重要な要素として⁽¹⁾いる。以下これを中核として論述を進めることにする。

二、複式簿記理論における資産中心の考え方

(主なる資料：Theory of the Double-entry System: The Journal of Accountancy, January, 1917. Assumptions of the Accountant: Administration, June, 1921.)

ペイトンの会計学は、資産を中心にした考え方に立っていることは、1917年1月号の“The Journal of Accountancy”に掲載された博士の論文「複式簿記の理論」(The theory of the Double-entry system)にもよくあらわれている。この論文は、単独の労作としては、会計学に関する教授のあまたの論文、著書の中で最初に活字として発表されたもので、博士が27才の時に、Ph. D.の学位を得た年でもあった。この論文の中核は、貸借対照表構成論による複式簿記の原理を述べた所にあるが、複式簿記会計を、貸借対照表の資産を中心にして説明している。博士によれば、資産(Asset)は財産(property)と同義で、負債・資本の部(equity)は、資産の部に対する所有権関係、債権債務関係をあらわすものと解し得るとしており、負債・資本の部は、資産の部に対し、ある程度、従属的關係にあるとみなしている。従って、この意味において、負債・資本の増減は間接的に資産の増減をあらわす

(1) Aspects of Asset Valuations: The Accounting Review, June, 1934.

ものと考えられ得ることになる。損益勘定については、損失は、資産の減少と解し、それを間接的にあらわす負債・資本の部の減少と解して借方記入となり、利益は資産を間接的にあらわす負債・資本の部の増加として貸方記入されることになる。博士の複式簿記論における資産を中心にした考え方は、上記論文における消耗品についての説明にもよくあらわれている。即ち、消耗品は短期に消費される資産であるとし、石炭を例に挙げて次のように説明している。石炭はやがて費消さるべき、いわば、短期の資産とし、建物の如く長年存続する資産と対照することによってその特徴が浮き彫りにされるが、建物も減価償却という損費が絶えず発生している訳であり、両者の差異は、流動資産と固定資産との差異と同様であり、損費が資産の費消である点は両者同じであると論じている。損益計算もまた貸借対照表ことにその資産価額の変動によって説明できることになり、この資産、負債、資本、費用、収益がそれぞれの補助簿を持つことは、自然なものであり、これら補助簿が総勘定元帳となり、かくして博士の複式簿記理論の基本体系ができ上がっているのである。そこでこの資産価額をどうきめるか、即ち資産評価が、会計学上の中心問題になる訳であり、博士の資産中心の会計学成立の基盤となっているのである。このことは、別言すれば、会計現象は、すべての資産の取得、減少等の資産の変動現象として説明され得ることである。さすれば、会計は資本主会計 (Proprietorship accounting) として取り扱うにも、取り扱い易い状況におかれることにもなる。事実、博士は、前記論文においても、資本主勘定の変動の過程を示すことが企業会計の目的の一つであるから、資本主勘定を設けて企業会計を見ることは正しい態度というべきであると述べている。只ここで注意を払うべきことは、一個の企業の貸借対照表において、負債・資本の部の一部分は、資産の部の一部分を示すだけで、特定の資産項目を表示するものではなく、特定の資産は特定の所有者と直接の関係を持つことがないとの信念を博士が堅持している事である⁽²⁾。この信念に従って博士は、資産

(2) Assumptions of the Accountant: Administration, June, 1921.

が減少あるいは消滅する場合には、只その金額を所有主勘定に借記すればよいとしている。⁽³⁾ 事実最初に減少あるいは消滅するのは古い資産の場合が多いので、原始投資額を表示する勘定は、このような損費を認めて用いるべきであろうと言っている。⁽⁴⁾ ここで述べた資産と所有主勘定との関係は、博士が、会計学成立上認められている8つの前提の中の一つとして「費用は、それに対応する収益が回収される迄は、原始投資額と無関係である。」ことを挙げ、⁽⁵⁾ この論評において、投資者の関心は、彼等の原始投資額が増加する源泉となる利潤にあるから、収益が明確になるまで原始投資額を修正しないでおくのは理に叶っているから、勘定の目的に十分に注意がなされることを条件として、上記の前提は妥当であるとする結論に関連して述べられているものである。

三、評価論えの経済学理論の援用

(主なる資料 : Economic theory in relation to Accounting Valuations :
The Accounting Review, June, 1931)

経済学において市価というときには、価値に対する影響は物質的なものと考えられるのであるが、会計学では、この経済学的な評価の過程の概念から学びとることができるものである。また会計学では、法的な機構、技術的な思考、保守的な実業界の慣習にとらわれる性格が見られる。しかし、企業というものは経済的な事象であるから、経済的要因の働きが現象的にあらわれなくても、会計学においてはこれを見逃してはならない。

このことを創立費について検討してみよう。米国の租税処理委員会 (The Board of Tax Appeals) が、創立費は償却を受けることのないもので、企業自体のように永続的な資産であるとの見解を明瞭に表明しているように、創立費はその当初において、合法的な資産を形成しており、このような費用

(3) ditto.

(4) ditto.

(5) ditto.

は、企業が任意に償却すべきものではないとの前提的考え方を、経済理論は、費用と価値との関係について採っている。従って、会社設立の当初に、必要悪として、完全償却することなく繰り延べ、正常な営業費の表示を損傷する不明確な項目として貸借対照表の資産の部に掲示する伝統的な処理法は、経済理論の上からいえば、愚劣なものという外ないが、会計学的には、この種の費用は類例多いものであり、今日の企業の通常性格を示しているものであって、金額が巨大でなければ必要費と考えてもよいものであり、継続企業の立場から考えれば、不当なものとは決していえないのである。そして企業の清算に直面したときにはこの種の費用が、他の費用よりも早く消滅してしまうかどうかすらもわからないのである。対照的な例解をすると、高度に専門化した設備の費用は、それが当初の計画通りに使用されずに廃棄される場合には迅速に有効費用 (effective cost; nutzkosten) を消失することがあるのである。

また、別の例として、取扱費および保険料、管理費などのような通常繰延費用および未売却商品の販売費を除外する棚卸目的のための費用の処理について考えてみると、経済学理論では、貸借対照表項目として一般棚卸項目としての保険料、倉敷料、管理費、販売準備費は、価値の構成に関する費用であると考えられる訳であるが、売却済みのものと将来の販売との間に販売費および一般管理費を配賦する上には確かに困難があり、当期の表示をよくするための任意的な費用繰延べと棚卸価額をよくするための正当な費用見積りとの間に生じ易い溝を埋められない矛盾が存する。しかしまた、実務家も会計学者も、この点における経済学者の見解をもっと重視することによって、手持商品原価を再評価し、またこの費用の累積に十分な注意を払うことによって、信憑性の高い棚卸をすることができる。例えば、総棚卸高のみならず、部門別棚卸高に対応する保険料および取扱費に近似した価額が、大抵の場合に比較的簡単に求め得られるのである。

収益によって回収されない特定企業の費用を、その性格を無視して常に資

本化することを経済学上正当とするには、価格の形成に際して生ずる諸種の有効費用について、これを選別することが必要である。有効費用であるためには、原価要素が競争価格形成上重要な意味を持つほどのものでなければならない。これを評価論の立場から、更に明確な表現を使えば、経済学的に貸借対照表上の正当な資産となるためには、発生した原価要素は、会計学上収益を生むに際して一般に要請される種類の費用が企業に生じないですむような性格のものでなければならない。

この考え方を実際の評価問題について述べる例として、陳腐化をあげてみる。耐用年数は終わっていないが、一層良いものが発明されたために廃棄されねばならない工場設備の未償却価額を資本化し、将来の収益のための費用として扱うべしとする意見が相当強力であり、ことにこの種の意見の頗る強力な公益事業では、経営者の側には、高度の資本価値を維持して、料金問題を論争の場に備えんとする気持があり、管轄官憲の側では、臨時巨大損失の生ずる場合に備えさせようとの気持が当然にある訳で、ここに上記の如き意見の出る根本的な理由がある。

いまある会社が未償却残高 500 弗の陳腐化した工場機械を廃棄して、新式機械を 1,000 弗で購入したとした場合、貸借対照表に表示される正当な価額は、廃棄機械未償却残高 500 弗に新式機械購入費 1,000 弗を加算した 1,500 弗にすべきか、あるいは新式機械購入費 1,000 弗にすべきかの事案を考察することにする。本来の経済学理論の立場からいえば、問題なく後者、即ち 1,000 弗とする。この立場からは、価格の形成に算入する費用は、新しい操業方式による費用であり、500 弗の損失を消費者に負担させる理由はないことになる。廃棄機械の損失を取り戻す価格にきめることにすれば、必ずやこの損失を顧慮しようとしないう者が現われるであろう。その結果は、価格の形成に加わる有効費用は、1,500 弗ではなく 1,000 弗となる訳であり、500 弗の損失額を資産に算入することは、損失をそのまま資本化することになる訳である。

勿論ここでいう損失という語の概念には、過去の価格は余り高くなくて500 弗を回収するほどのものでなく、また過去の減価償却は適正に表示されていることが含まれている。

専売の場合でも、新式機械を買い入れた後に500 弗を資産の価額中に算入させることは、妥当とは認められない。競争者のまったくいない独占業者でも、自己の出資額に対し、最大の純益を生むような価格を決定するのが当然で、このためには陳腐化による損失など問う所ではない。製品に対する需要が弾力性ある限り、それに即応する価格で対応しなければならないので、これより高い価格はつけられないというのでないことは勿論である。独占業者は、陳腐化その他の不利な事情による損失を回復することが当然にできる訳のものではなく、ただ、新式機械の設置の時期を延期することによってある程度損失を回避することはできる。しかしいったん旧式機械によると高くつくとして新式機械の設置によって利益を上昇させることにきめた以上は、そのために生じた未償却残高のために資産価額を高くつける理由にはならない。

競争者のまったくいない完全な独占企業においては、それが継続する限り、いっさいの損費を回収するためには、少なくとも価格の形成に参入さすべきであるとの考え方は別として、損費は、競争企業のように価格形成に参与しないので、かかる独占企業においては、原価要素が価格形成上有効費用であるとないとにかかわりなく、全然償却の行なわれていない費用だけしか貸借対照表に表示されないのである。独占企業の貸借対照表をこのように解すると、損失を資産としてあらわさないことが正当となるのであるが、高度の独占企業では、企業内部の健全な管理上から部門費の決定と比較とに関心が注がれており、従って、当期に費消されない技術的な役務を表示しない費用を営業費に算入することには疑問の点がある。独占企業といえども、性格と金額とを無視していっさいの損費を回収するに足る収益を将来挙げる確信を持っている訳ではないのである。

陳腐化による損失が価格の形成に参与する有効費用になる競争企業の状態を考察してみよう。特定業種の会社が同時に業務を開始して、時期と態様とをまったく同じくした損失を受け、同種企業の会社が新設されても、旧来の同種企業が持った経験と同じ経験を受けるような場合は、価格は損失を償わないで形成されることはほとんどなくなり、損失は、償却されるまでは繰延費用として経理される有効費用となるものであるともいえるし、あるいはまた、償却されない特殊な出資で、これから利益を永続的に生むものであると解してもよいことになる。ただし、実際には上述のような陳腐化による損失の処理は生起しない。

陳腐化に基づく損失の性格および処理の論述に関連して、まだ使用継続ができ、残存価額も十分にあるが、生産の能率化、合理化のためにすぐれた機械に取り替えるのが望ましいときに設備を廃棄する時期決定の問題について一言しなければならない。この決定をするに当っては、旧設備の残存価額を算定し、新式のものに取り替える方が有利になることが判明してから取替を行なうべきである。旧機械中に残存する有効費用は帳簿上の残存価額と必ずしも一致しないのである。しかし廃棄日の決定に際して必要な算定法と新旧機械入れ替え後の貸借対照表に記載されるべき正しい資本価額の問題とは截然と区別して考えるべきである。廃棄日の決定に際しての算定の問題の解決には、旧機械の価額を算定しなければならないが、旧機械を廃棄することが採算がとれるとして廃棄にきめたからといって、それに基づく残存価額を、新式機械の有効営業費に算入してよいことにはならない。

昔話として伝えられていることに、かつて著名な建設会社が、多数の橋梁を幾回も再建したにもかかわらず、橋梁の建設に使った支出をことごとく終始一貫して総勘定元帳の橋梁勘定で処理した。その結果、実際に俎上に乗せられている橋は、只一つだけなのに三つ四つの橋が記帳されているという事態が生じた。陳腐化に基づく損失を資本化することも同様な事態に導くことになる。産業界では、発展が幾年にも亘って急激なために、期限前廃棄に基

づく損失の資本化が資産価額をいたづらに増大させる結果になるものだが、こういう場合には、損失の資本化よりも減価償却費を増加させることの方が望ましい。尚、建設利息の資本化は、有効費用の概念によって支持されることになる。

「営業費としての投資利息」がここに関連して抬頭してくる。ここでは、ただ営業費に仮定の支払利息を入れることに反対の立場は、価格形成に関する経済学理論を根拠とするものであってはならないというにとどめておく。経済学者は資本利子を有効生産費としては負債的な勘定とみなすとともに、企業資本とも見ることに異論がないのである。

土地に附随する諸費用をどう取扱うかの問題は、所得税の問題と絡んで江湖の議題になるものであるが、何等の施設のない土地についての経済学上の見解に従えば、原価は取得時の価値の表示ではあるが、明らかにしなければならない因果関係は、ただ原価と価額との間に限られるものではなく、また租税、利子その他の附随的費用は少なくとも有効費用としては、土地価額の附帯費ではない。土地の価格は、このような附随的費用が嵩んでくるにつれて騰貴する可能性があるし、あるいはまた下落することもある。いずれにせよ、価額の変動は、当該会社の発展か衰頽かに応ずる訳で、土地に対する需要度と、原価とは関係ない供給度との関係の問題である。しかしこのために、財産が売却されたときに発生する損益を測定する目的の上から発生した小さいの損失を継続的に記録する意味がないということにはならない。

次に固定資産の評価の問題に移る。固定資産については、当初費消した経費の全額を、経済学上は有効費用とみなさない点をまず理解すべきである。新規に工場設備を買い入れたときの有効費用は、それを工場に設置する費用を算入しない買い入れ日の価額であるとし、いまこれを仮に1,000 弗であるとする。減価償却のことは一応止揚して、1年後にまったく同じ設備と取り替えるときの費用が、有効費用の価額となる。これが1,200 弗になるかも知

れない訳である。経済学者は、価格の形成に実際に参与する費用を潜在原価 (potential cost) または取替原価 (cost of replacement) というのである。換言すれば、建物・機械等の固定資産の原価を定期的に修正すべしとの説は、正統的経済学理論によっても十分支持を得る所である。経済学的に有効となる費用、即ち製品の価格形成に影響を与える費用が、過去の価額ではなく最近のものであれば、それは企業の実際に極めて関係深いものであり、会計学的にも無視できないものである。ここに問題となるのは、経済学上価格の形成に影響を与える費用は、最近の価額であり、潜在原価であり、取替原価であるとする前提を推し進める上において、もともと安定性の欠けている市場の傾向を示す以上のことはできないことである。市場において製品の販売価格の変動の態様は、建物の建設費と機械の原価との変動と、時期的に即応して行くものでもないし、市場の傾向というものは確かに存在するが、価格の騰落に不安定な要素が底流にある場合には、取替原価は、企業経営上比較的重要性に乏しいものになることがある。またもう1つの重大な問題は、経済学上明認されているもので、鑑定専門家も認めているもので、それは、取替原価理論は、標準規格のないもの、あるいは再製できない物件に対しては適用性がほとんどなく、継続的に製造される同一標準製品に対してのみ適用性があり、この場合にはじめて取替原価は価格形成へ明確な参加をなし得ることになる点である。特殊の構築物や設備の製作が中止されるか、急激に縮減されることになると、その製作費用は、その価格の形成には縁遠いものになってしまうのである。いま、鑑定に際して取替原価理論に執着したことから重大過誤が犯された一例を挙げることにする。1924年にカンサス市営鉄道 (Kansas City Railways) の資産の評価が、2人の無関係な鑑定専門家によってなされたことがある。鑑定を受けた物件の中に発電所内の三基の古い発動機があったが、それには巨大な整速輪がついており、少なくとも、25年以前の標準形の機械でまだ何もいたんだ所はなかったが、完全に陳腐なものになっていた。鑑定当時会社の電力はまだ使えない状態にはなかったが、全面的

に取り替えられて他の新式の発動機を使っていた。2人の鑑定家の中の1人は、完全な明細書を作成して有名なウェスチングハウス社を訪れ、この古いエンジンを鑑定日付きでの製作に要する見積価格を聞き、更に運賃、設置に要する費用の見積価格を得て、結局取替に要する費用は100万弗を優に超過するとの算定に落ちついた。一方他の1人の鑑定人は、発動機を廃棄するものとしてその残存価額を2万弗と算定した。はじめの鑑定人の出した算定額は、出発点として考えても、愚かしい評価である。廃棄処理を呈示した鑑定人の評価額は、会社側で、嵩ばるこの巨大な機械を建物を損傷しないで除去するためには数千弗の費用を惜しまない気持があったことから考え、まず妥当なものというべきであった。この事例は極端な場合であるが、このような事例は、古い資産の評価を鑑定固有の方式に嵌め込んで行なうときには、ある程度避けられないようである。

鑑定に関しては、経済学的鑑定も参考になる。一般物価変動の調整を示す増価要素と評価を受ける特殊物件の物価変動を表示する部分とを峻別することが必要で、後者の方は、原価修正に過ぎないものであって、保守主義会計学の立場を侵害することにはならない（もっとも会計学者の大多数はこれを認めていない）が、前者の方はまったく経済上の変動をあらわすものである。この両者はまったく異なったものをあらわすものであるから、鑑定評価に当たっても同じ扱いを受けてはならないもので、その理由は、前者は経済学の立場からは収益に属さないからである。勿論、評価物件によっては、その価格騰貴は、一般物価の騰貴よりも低いことがある訳で、この場合には、経済変動が悪化しているので増価の問題はない。また経済学理論の立場からは、このような場合に経済上の価値がそこなわれないで買手から報償してもらえることになると思うのは妥当でない。費用逓減の場合も同様であって、取替原価の下落程度が一般物価下落程度よりも低いときは、一般物価の下落の成果が増価分をもたらす。換言すれば、当該物件の価格下落の速度が貨幣価値の上昇の速度よりも低い場合は、当該物件の価値は、その低い分だ

け増大していることになる。

棚卸商品の評価については、価額に及ぼす費用の影響は、固定資産の評価と概ね同様であり、販売価格は取替原価の変動に敏感に反応を示すもので、これが企業経営者にとり、重大な意味をもつのであるが、企業を通ずる商品の流通速度は、経済学理論の立場からは、通常、評価上の過程はまもなく吸収されて、累積する傾向を示さない。

絶えず適正に維持運営されている鉄道のような複合財産には減価償却はないとする説に対してこれを解明する手掛りとして経済学理論を導入することは間違っていないし、営業権価額の決定に際しての超過収益力、無形固定資産の評価に要する公式をきめるのにも、経済学理論を応用することは妥当である。直接費と間接費との区別にも経済学理論の援用を要する所で、原価計算専門家の行なう所である。 Peyton博士が努力して来たことは、評価に関して精密な法律的詮議や貸借対照表評価の伝統などに関心の薄い営業担当者に関係の深い費用の問題に対して、経済学理論を援用することであった。

四、原価と正しい評価

(主なる資料：Cost and Value in Accounting; The Journal of Accountancy, March, 1946, Asset Accounting.)

経済上の取引において交換価値を定めるのは市場価額 (market value) である。公正な市場価額をとらなければ、売買当時者の一方は無要な損失を蒙り、他方はそれに相応する不当な利益を受けることになる。例えば、建物の所有者が、その建物を賃貸しているときに、賃貸料が月に 100 弗を至当と信じているにかかわらず、月に 75 弗で賃貸したときは、所有者は賃借人に対し、月に 25 弗の贈与または援助をしていることになる。

完全な独立業者間の取引と関係会社間の取引とに交換価値としての市場価額の適用に差違があるべきか否かの問題があるが、売手と買手とが企業的に結合している場合に取引される商品と用役とは、市場価額で表示されるより

は、売主（またはその前の持主）には原価で引渡を受けるべきだとする一部の見解については、博士は経済理論上からも、事業慣行上からも、会計処理上からも、根拠のないものであり、関係会社間取引も独立業者間取引と同様に市場価額であらわすことを原則とすべきであると批判している。

大部分の取引において、資産を取得したときに支払った代価がそのときの依拠すべき市場価額である。普通の商品と用役との価額は、市場に作用する影響力の合成の成果であって、これを公正な市場価額とすることに疑念を抱く必要はない。特定の商品の売買の場合には、代価は売買当事者間の折衝の成果であって、局外者の見解よりも依拠すべき公正価額指数を示すのが普通である。関係会社間取引の価格は、人為的にきめられる面があるので、公正な価額とはいえず、独立企業間の取引でも定価で行なわれる場合は、実際の価値を表わすものとはいえない。売買物件の引渡しの日々の価額決定上の疑わしき事態が発見されたときは、会計専門家は、必要なる措置を講じ、名目上の原価が公正価額を表わしていないと見たときは、原価の資料を調査すべきである。物品売買の際に用いられる媒介物が貨幣でない場合は、貨幣代りに支払いに当てられる物件の公正な市場価額が取引物件の原価を表わすことになる。用役の場合も同様で、提供される用役の公正なる市場価額が、用役の代償として得られる物の原価を表わすことになる。直接交換取引では、取引は、(一)交換物を公正なる市場価格による現金へ転換すること、(二)願望する財物を取得するために暗黙に受領していた現金の利用、の2つの段階を経ることになる。会計上原価と称し得られるには、それは、財物を取得する側の損費であって、直接売主その他の者の損費ではない。会計記録を始める基礎としての原価を、他の特殊の勘定分類上使用される取得原価と混同しないよう注意すべきである。

ペイトン博士は、原価と価値との関係について、次の如き滋味深い見解を表明している。原価と価値とは反対の意味をもつ言葉ではないが、それぞれ独自の範疇を持つ言葉である。取得のときには、少なくとも大抵の取引にお

いて、原価と価値とは実質上同じ内容を持つのであるが、支払手段が現金外のものでなされた場合は、前述のように、それによって取得した資産の原価は、支払手段に当てられた物件の公正な市場価額できめられる。本来、原価が重要性を持つのは、取得財物の価値の測定となるがゆえであり、財物取得時の公正な価格に近似するがゆえであって、支払額をあらわす点は、いわば、派生的重要性を示すに過ぎないのである。原価は財物を取得したときの価値をあらわすものであるが、取得した後の価値は、必ずしもこれをあらわすものではない。従って会計学上の問題は、原価はどのように取り扱われるか、また状況の変化に応じて何時如何様にして修正されるかということである。

支払価額は、それによって財物を取得したときの公正な市場価額と懸隔していることの信憑できる証拠ができた場合は、会計記録を始めるのに原価よりも実際の価値をもってするのが望ましい。例えば、異常事態（当事者間の馴れ合い、強圧、その他非商業的影響力など）によって100万弗の市価しかない物件を現金200万弗で買った場合、買主の帳簿上の支払額は100万弗とし、実際支払額との差額は、損失あるいは贈与とし、物件の原価としない方がよい。勿論、実際問題として、現金支払額を評価額として処理するのが正しいとする場合はごく少数に止まるであろう。

次に買い入れによらないで取得した資産についての見解を述べる。会社の株式払込者が現物出資の方法を採ったときは、この取引は、会社会計の観点からは、買い入れとみなすべきではない。この場合、会社にとって、現金出資の場合と同じように、株主の出資した物件の領収を内容とする。物件の提供を受けた会社は、株式を発行するのであるが、これは株主の出資した金額を証明するものであって、提供を受けた物件を買い入れたことを意味するものではない。従ってこういう物件の公正なる市価は、株式資本金勘定の貸記額を決定する。例えば、会社が創立されて、この会社へある特許権を提供した出資者に株式が発行された場合の正しい会社会計としては、特許権の公

正なる市価を決定することが必要であり、この公正なる市価は、特許権勘定の借記額と株式資本金勘定の貸記額とを示すことになる。

他方、現物出資者の出資額証明のために株式が発行されたときのその会社の株式の株式証券市場での価格は、出資を受けた現物の公正なる市価を間接的に証明するものとなり得よう。また、前記の特許権の例をとって、特許権に対し発行された株式がまもなく大量に証券市場で取引されることになれば、そのときの株式の相場は、特許権の価値を実質的に証明できることにもなる。安定した株価の株式会社が、現物出資の人々に大量の株式を発行する場合には、その安定した株価が、提供を受けた現物の市価をかなりよく表示することがある。

組合企業や他の非法人企業の場合でも、投資の目的物となった資産は、投資したときの公正な市価で記録さるべきである。財産の取得は、贈与、相続、発見、予期せざる回復（例えば、敵国内におかれた工場で喪失として償却されてしまったものの回復）、その他損費がまったく出ないか、極めて微々たる過程を通じた場合などが時々ある。こういう特別な状況においては、取得時の公正な市価を推定しなければならない。そしてこの市価が行政目的上も財務目的上も、そのいずれの目的からでも記録の基点となるべきものである。損費なしに取得した財貨を勘定と財務諸表から除外してしまえば、重要な事柄を圧殺することになり、こういうやり方は、会計学者の支持が得られない。特に、損費なしに得た財貨が金銭である場合には、これを除外することに賛成する会計学者は一人もいないであろう。取得価額の決定が实际的で、金額が大きな場合なら金銭以外の財貨取得を除外することも同じく不合理なものである。

買入れ以前に企業が財貨を取得する主なる方法は、製作 (production) と稼得 (earning) である。買主から受け取る財貨は、他の方法による場合と同じく、取得時の価額で勘定記入をしなければならない。現金受取の場合は評価測定の問題がない。短期受取勘定は、通常、推定回収額で記録する。他の

財貨を買主から受けた場合——しばしば起ることである——は取得時の公正な推定市価を記録するのが正当である。買い入れによらない方法で取得した財貨の記録価額は、建設的原価と考えることができ、その後の会計処理は、買い入れによって取得した財貨の原価と同じ方法に従うべきである。

財貨取得後の記録された原価の取扱いには2つの面がある。その1は、原価は、営業、部局、その他の機能別に応じて分類されまた再分類されることであり、その2は、原価は期間収益勘定へ借記されて期間収益から控除されることである。これらの関連性ある過程を処理するに当って、会計学者は、使用された財貨の種類と財貨が使用された条件に従って異なる処理法を採る。短期循環操業に含まれる財貨とは、明瞭に区別され、この区別は会計処理上肝腎な点である。尚、每期合理的に特定の企業に従って生ずる原価会計を確保するように努めなければならない。また関係当事者の要求に従って、企業体が取得する天然資源、構築物、施設、商品、種々の用役等の諸々の経済要素を沿革的に十分に調べ上げねばならない。会計は、周囲の諸事情を無視して従わねばならない融通性のない処理の枠を設定するのが能ではなく、周囲の諸事情に、最大の効用度を達成するために、合わせるべきものである。これは客観的に統制を可とする条件を認めようとする特定の人の意見に会計は隷従すべきだという意味でないことは勿論である。

会計上の原価と価額との取扱いは、他の会計上の原則や処理方式の一般問題と同様に、次の会計目的に従って解さるべきである。その会計目的とは、企業経営者、出資者、政府当局、その他の関係者による行動に健全な指導を与え、現行の法規と事業慣行との情況に照し、また臨時的考慮のみならず、最終的考慮もなすことによって関係者に関する公平な決定をなし得る如き方法で、関係企業に関する財務資料を整備し、解説することである。

次に、当期の勘定の取扱いについて述べる。短期間に起る貨幣価値の変動の幅は大きくないのが普通である。財貨取得の年度、またはその次年度に企業内を流れる標準的の素材と用役との原価は、その企業内においてそれらの

要素が作用してあらかず経済価値をほぼあらかずものといえる。この法則は、当期収益を、その収益を得る過程で費消された当期損費と対応させるがゆえに、損益計算書の立場からみて、特に擁護さるべきである。しかし、一般の方針として、この法則を認めることは、物理的意味でこのような資産の最終的処分先立って特定の流動資産の原価の一部を損益計算に吸収させることを意味するものではない。従って、期末に品質の低下または流行遅れの手持商品の処分先立って、その商品の適正な減価を行なうことは差し支えないだけでなく必要なことである。この理論を推し進めて行くと、爾後の会計期間に上記の如き原価の回復がないこと、別言すれば、当該費用は爾後の収益に対応させ得ないことを証明する信憑できる資料が手許にある場合は、原価は吸収さるべきだということになる。また、手持商品評価法として公正なる市価をとる棚卸方法について取得原価の修正は、欠くべからざるものであることを特に注意すべきである。

次期以降に対応させるために適当な費用残高の当期割当高に関する技術的問題を論ずるのは本稿の目的でないが、一般に認められた原価処理法から生起する会計現象は、多くの仮定と推定とを包含し、せいぜいの所で、合理的な費用の割当となるに過ぎないであろう。仕掛品と完成品との棚卸価額は、いっさいの営業費を含むことは稀で、棚卸の算定価額は、その採る棚卸方法と用いられる処理法の如何によってきまることになる。

次に、長期的勘定要素について述べる。工場設備費のような関連費用を含み、財産取得時の支払記帳に続き、償却資産会計の主要なる特徴となるのは、当期償却額を営業費に対し、体系的な方法で配賦し、つまりは、当期収益に対する賦課とすることである。この点につき、大綱的には強い反対意見はないが、償却を計上する精細な方法論になると種々の議論がある。定額法は体系的償却法としては代表的のもので、適切に適用される限り、多くの場合、合理的でもあるが、他の方法もそれぞれの長所がある。

耐用年数の比較的長い資産中には、償却の可否および償却の程度をきめる

のは、必ずしも容易ではないものがある。特許権のように償却がきまっているのもあるが、営業権や他の無形固定資産の中には、事情により償却されるものもあるし、償却されないものもある。耐用年数が不確定で、価値の下落の測定ができない場合は、明確な償却計画は樹てられないであろう。

生産高比例法のように、資源を採取するにつれて償却するのがあるが、これは、基本的には生産に当期消費した材料の経理をすることに類似するもので、この減耗 (depletion) の会計は、商業的に利用可能の数量、並びに特定の財貨を費消するのは長年月を要するかも知れないということからしばしば生ずる不安の念から出発していることにその特徴がある。

記帳済みの原価を修正する問題は、主として、耐用年数の長い資産に対する経理の問題である。この種の資産は、通常長年保持されていて、特定の企業に保有されている間に経済情勢が著しく変動することがある。特定の資産は、取得後まもなく生産に使われ、その工場は、長年存続することもある。原則としてこの種の資材の原価は、原価が時価に近似する年度に賦課される。実際このことは、工場のかなりの部分と、附帯費についていえば、そこで使用中の資材の取得原価がその時価と著しく異なるときでも、決して困難ではない。

次に記録済み原価を切り下げる問題がある。資産の原価主義会計の重要性を認めても、その時の事情により已むなく行なう特別償却を否認できないことがある。例えば、ある財貨が予見できなかった陳腐化や何等かの原因でその耐用年数が著しく縮減され、その年数の償却額が、新情勢に照し不適當なことが明らかになった場合には、直に償却額の増加を認むべきである。ある財貨の使用をやめ、用役が再開されそうもなくなったときは、推定残存価額まで償却するのが筋道である。資産が、ただ形体的に存しておいて用役を再開する可能性が絶無ではないということで、もはや現存価額のない償却資産の特別償却を延引してよいことにはならない。これに反して、一時的の不稼働や使用度の低下のために特別償却してよいことには必ずしもならない。

通常の意味で、減価償却も減耗もしない資産が重大な価値の下落に見舞われることがある。例えば、10万弗で購入した土地が公正な市価として、きっかり5万弗に下って動かなくなってしまった場合には、記帳原価の修正をしてもよいことになる。

大きな損失が十分に立証された場合は、当該物件が売却、廃棄、処分などされなくても、勘定にこれをあらわすべきである。損失が十分に立証されたときに生ずる問題の最大なるものは、断乎決定するか否かの問題である。継続企業の立場から特定資産の現価を少しも誤りなく測定することが如何に難しいかを銘記し、大きな減価償却は軽々しく行なうべきではない。通常の間接修正を除き、流動資産の減価償却は通常行なわれず、償却の問題は概ね、固定資産に限局される。

次に記録ずみの原価を引き上げる問題がある。現在価額は、それが記録された現価以上になっても、企業経営者および他のすべての当事者にとって、記録された現価以下である場合に比し、重要性において差違のあるものではない。しかし、会計学者の間には現価を上げる場合は下げる場合に比し、より慎重になる傾向が従来あったので、ジェームズ・L・ドールのいうように⁽⁶⁾、時価の重要性が特に次のような点において指摘されるのである。財貨の財務的意義は、過去の事実からよりも現在の事実及び現在時点までの見透しからきめられ、過去の事実はただ将来発生しそうな事実を予告する意味合いでのみ重要性を持つ。従って財貨の現在価額は、一般的に、重要事項の物差しとなるのである。具体的にいえば、その財貨の所有者が販売によって実現される物を、正確度の変動はあっても、これを示し、財貨に関しての所有者の借金能力を決定し、種々の税金額をきめ、所有者としての収益力を反映し、贈与能力をきめ、保険金額をきめる基礎となるものである。

さらにまた、現在価額の重要性は、現在価額が企業から生ずる所の過程によって、あまり影響を受けるものではない。従って、贈与された土地は、購

(6) James L. Dohr; The Journal of Accountancy LXXVII March, 1944.

入した土地に比し、資産としての資格が落ちもしなければ、財貨としての価値が劣ることにもならない。同様な論法で、一筆の土地が価格昂騰した場合に、昂騰した分の価額は価値を堅持するもので、その発生の方式のゆえに財貨としての性質を失なうことはない。

前述したように、耐用年数の長い資産の場合には、記録済みの原価——取得時の近似現価——は、後に至って、取得原価として不満なものになったり、または不完全な価額になってしまうことがある。これは、減価 (depreciation) や償却 (amortization) や減耗 (depletion) を受ける資産に関して、厳格に記録済みの原価を基準にした営業費は、時価で表示する生産費と一致しないことがあり、修正を加えなければ妥当な勘定とはいえなくなる。減価償却費または減耗費を測定する基準としての取得時の記録原価に代るものとして時価または取替原価 (replacement cost) を採用する場合の基本的理念は、経済過程上の重要な費用は、昔の物価水準の費用ではなくて、現下目前の物価水準での費用であるという理論に基づいている。この理論的基礎が誤りなければ、工場設備の価格の騰落の影響を経営者が観察を誤れば、使用財貨の使用に賢明さを欠き、製品の価格決定を慎重に扱わないことになるであろう。減価償却費をきめるのに過去の原価にこだわっているのは、比較を誤らせることにもなる。例えば、ある部で高い値段で取得した新しい設備を使い、他の部で、遙かに低い値段で取得した古い設備を使っている場合に、両部で取得原価に基づいた減価償却費を示しても、比較対照する意味がないであろう。

しかしながら、使用中の資産の現在価額について信憑できる推定をすることの困難及び微少な変動が比較的重要性のないことを考えるときに、絶えず資産の評価をし、且つそれに随伴する原価の修正をすることは、実際的でないといえる。取得価額に基づいて計上した減価や償却や減耗の損費によって修正を受けた取得価額に固執する普通のやり方から離れることは、会計学の本来の目的に鑑みて旧来の不適當な基準によって経理するときに生ずる少な

からざる修正が行なわれた場合にのみ、はじめて考慮の対象にすべきである。

帳簿上の取得原価は、貨幣価値の変動があるにもかかわらず、経済学上の犠牲あるいは購買力の意味における実際原価をあらわし続けることのできないことを失念してはならない。ここに会計学者が現在の重要な資料を提供する場合に当面する困難、即ち耐用年数の長い資産の場合に特に著しい困難が存している。例えば、ある財貨が、物価指数が100を示し、その耐用年数の間に200まで上昇するときに1,000弗かかった場合には、現在の下落した貨幣価値で1,000弗というのは合理的とはいえない。取得時に1,000弗払って当該財貨を取得したが、時日が経ってからの値段は2,000弗になるというのが正しい。

しかし、一般の物価の変動は、通常の会計処理上無視され、取得価額の修正がなされるのは、物価変動が深刻重大になったときだけである。取得価額の残高が減価償却や減耗が大き過ぎたために過小表示されることが明白になった場合は、未経過経費を費用から削除すべきである。このような削除は、減価償却引当金勘定への適当な額の借記及び利益剰余金勘定（またはその前に特別損益修正勘定）へ貸記してこれをなす。この法則は、償却を終った物件に対してはあてはまるが、一部償却済みの物件乃至耐用年数を終っていない物件に対しては適用されない。ともかく、事実を無視して明らかに誤れる会計を認容することは、専断の誘いを受けることになる。

例えば、戦時施設で戦後の操作で相当な有用性と価額とを持つ場合には、戦時処理法の下で、租税上全原価が控除されてしまっているからといって、戦後経理上この資産とその効用性を見逃してよいことにはならない。過去の経理上の特別処理をその後の会計期間で隠蔽や不正表示で相殺せんとする会計方針の正しくないことは多言を要しない。棚卸評価以外の方法で、流動資産の評価をする場合は稀である。

最後に取得価額修正の経理に関する博士の結論を述べる。通常の棚卸法及

び整然たる減価償却と結び付いた修正以前の取得価額の重要な修正を徹底的に明瞭にすることが必要で、それには資産勘定（及び関係評価性引当金勘定）及び株式持分とに関し修正の成果を明確に示すべきである。どのような修正であれ、それが大きな場合は、企業会計の甦生、即ち「新出発」（fresh start）の方法によるべきだとすることについては議論がある。

この新出発の方法によると、修正への正式な統制された手続きがとられ、取得価額を支える資料は、最も重要な会計目的に十分役立たない修正の行なわれることがはっきりしたときに、再評価をすることになる。会社会計の甦生（reorganization）または企業会計の準甦生（quasi-reorganization）は一般に原価主義を採る会計組織における必要な安全弁で、会社はその勘定を改訂する上の手段を提示し、法的再編成を経ずに、損益計算の新基準を提供することになる。

五、結 び

以上、費用、価値、価格の形成に関する経済理論に照らして会計学上の評価論を中心にしたペイトン博士の見解を叙述したが、問題の基点になるものは、価値の認識論にあるように思われる。理論経済学の核心は価値論であるが、会計学も、財産の算定、損益計算論を眼目としている以上、畢竟価値の認識にかかる訳であり、この意味で、会計学を長年経済学の一環と考えた博士の基本理念は妥当というべきであろう。従って、この基点に立つ限り、会計学上の評価論に経済理論を援用することは適正な考え方であろう。しかし、価値の体現の段階に入るに至って、経済学と会計学との間にそごが生じてくる。それは貨幣による価値の表示という段階に入って生じてくる。本論において述べた創立費償却の問題についても、両者の理念上のそごは、畢竟、貨幣による価値の体現についての見解の岐れと観ることができよう。労働力の問題についても、経済学においては、労働価値説がその提唱以来抜くべからざる底力を蔵して存しているが、会計学においては、ペイトン博士が

前記 “Assumptions of the Accountant” において会計学成立のための一般に認められている八つの前提の一つに「企業の有する人的資源の価値，即ち資産としての価値の存在の止揚」を挙げており，人間の労働力についての金額による表示はないとの前提がある。もっとも博士自身は，本質論的にはこの前提に対し反対論を述べているが，⁽⁷⁾ 会計学が，会計処理の便宜上慣習的にこの前提に立っていることは，博士自身も認めている通りである。

創立費償却の問題にせよ，人的資源の資産価値の止揚にせよ，このようなそごの生ずる根本の因由は，経済学が特定の視角から，人間の社会現象全般を扱うのに対し，会計学は人間社会の財貨 (property) の静態的並びに動態的の現象を取扱うのに限定されている所から生ずるものであろう。

ペイトン博士は，経済学上の生産費の概念を会計学上の原価の概念に適用するのに有効費用 (Nutzkosten, 博士のいう effective cost) の理論を唱導しているが，このことも同様な意味で論じ得るであろう。このことは，本論で触れた次の諸例によって明らかであろう。例えば，固定資産の評価の場合に，当初費消した附随的経費は，会計学上附帯費として原価に算入するのであるが，経済学の立場からは，この附帯費全額をそのまま有効費用とはみなされない⁽⁸⁾のである。このことは会計学では，関係企業を中心とした経理として考えているのに対し，経済学では，概念としての有効費用に關係経費を入れるべきか否かの問題にするのである。また，収益によって回収されない費用を資本化することを会計学上妥当とせられる場合でも，経済学上は，商品価格の形成に際して生ずる有効費用の中で資本化を正当と認めない場合もある⁽⁹⁾。また，製品の価格形成に影響を与える費用は，経済学上有効費用となるが，会計学上は，当該製品の時価と懸隔はなほだしい原価である場合には，有効費用とみなすことは不当となる。

(7) Assumptions of the accountant: Administration, June, 1921.

(8) Economic theory in relation to Accounting Valuations: The Accounting Review, June, 1931.

(9) ditto.

価値と原価との関係について、博士は、本来原価が重要性を持つのは、取得財貨の価値の測定機能のゆえであり、財貨取得時の公正な価格に近似するがゆえであって、支払金額表示機能は、いわば、派生的重要性を持つに過ぎないと述べている。⁽¹⁰⁾このことは、取りも直さず、原価が正しく価値を表示すべきことの重要性を説いたものである。即ち、財産を取得するときの価値、即ち交換価値が正しく原価をあらわすことの重要性を述べたものである。ところで、この交換価値は、市場価額 (Market value) できまるのであるが、この交換価値は、二つの面で会計学上の問題点を持っている。その一つは、この市場価値の決定は、実際において、博士も指摘するように、需要供給の関係や売手買手間の種々の力関係によってきまることが少なくなく、公正な取引に基づくものでないことが多いことである。しかし前記の会計学成立の八つの前提の一つに「売買の成立に際しての売手と買手との間の取引が公正であり、且つ原価は価額である」ように、会計学は、こういう事実をアウフヘーベンして、ただ成立の事実の認定、成立の時期の認定、その影響を問題とする。しかし、売買成立が公平公正であるかどうかは、真実性を持った損益算定に影響するであろうし、ここに売買損益計算上の問題を孕んでいる。また、原価をもって価額ときめるとの前提も、原価計算に基づく価額決定をしない低価主義評価法が認められており、実際にも広く行なわれている事実を指摘しない訳にはいかない。他の一つは、原価は、財貨を取得したときは交換価値を表わすが、その後はこの交換価値を必ずしも表わし続けるものではなく、その変動に対し、どのように対応し、修正して行くかの問題がある。この問題は、拙稿シリーズの次号以降の掲載分の範疇に属するので、ここでは割愛したい。

最後に、博士の言葉を借りて、会計は一つの経済的事象であるとして、この経済的事象の貨幣価値の表示をするのが会計であり、交換価値も、財物と

(10) Cost and Value in Accounting: The Journal of Accountancy, March, 1946.

貨幣との交換の場合は勿論、物々交換の場合も、戦時等の非常時経済下にある場合を除き、交換に当っては、通常、当事者間に交換される財物について貨幣価値の測定をして行なわれるのであるから、交換価値は、交換時の貨幣価値であるということができよう。